

第1回 広島地方最低賃金審議会 検討小委員会 資料目次

資料 No. 1	広島地方最低賃金審議会検討小委員会 委員名簿	P. 1
資料 No. 2	広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程	P. 2

広島地方最低賃金審議会検討小委員会 委員名簿

広島労働局

区 分	氏 名	現 職
公益代表	岡 田 行 正	広島修道大学 教授
	酒 井 朋 子	税理士
労働者代表	佐 崎 吉 宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	橋 本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
使用者代表	蔵 田 秀 和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(50音順・第57期)

広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程

第1条 地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）及び広島地方最低賃金審議会専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）を設置するものとする。

第2条 運営小委員会の構成は、会長のほか、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

2 検討小委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第3条 運営小委員会及び検討小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集するものとする。

2 会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

3 運営小委員会及び検討小委員会は、座長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第4条 会議において審議した結果、必要と思われる事項については審議会において報告するものとする。

第5条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。